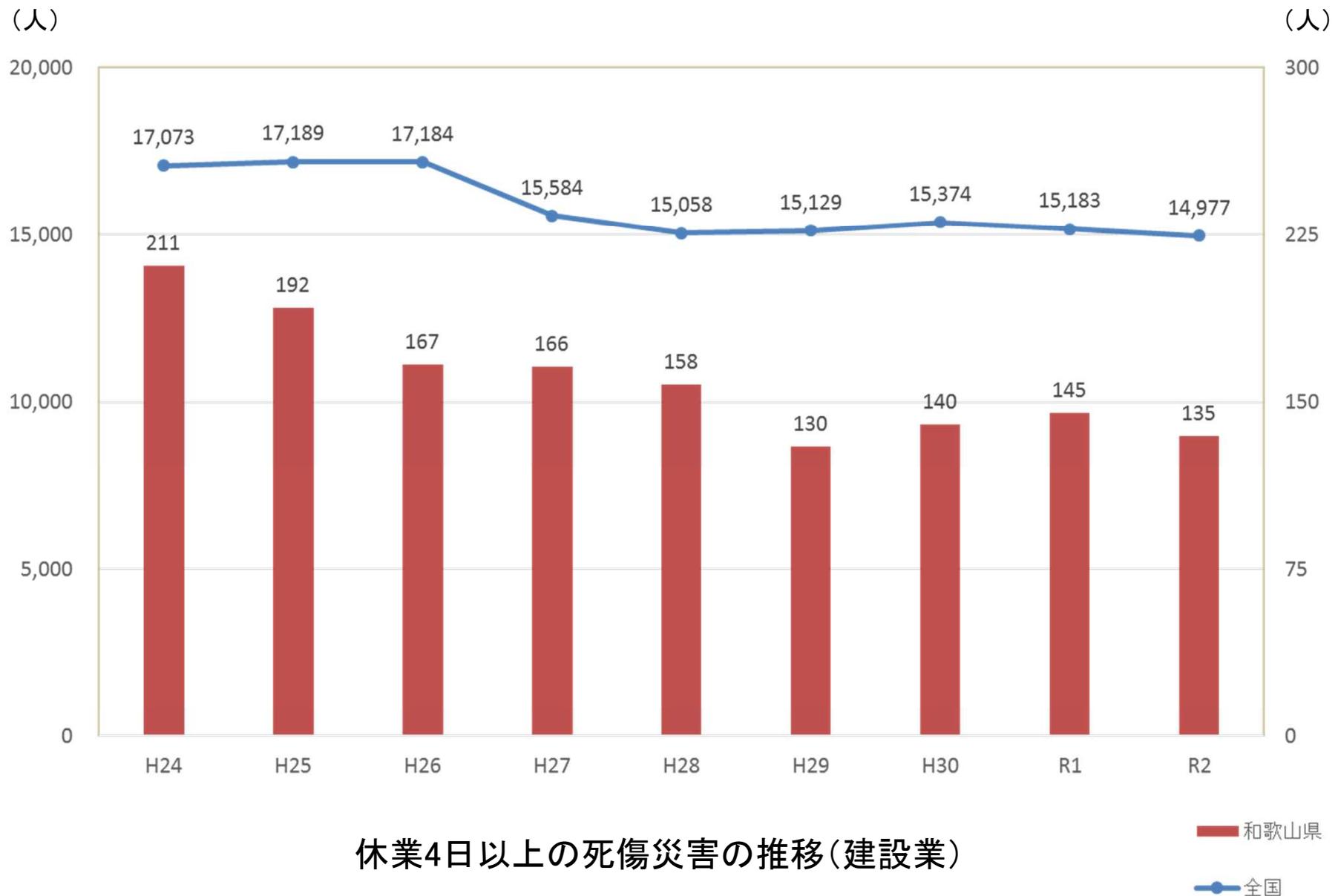
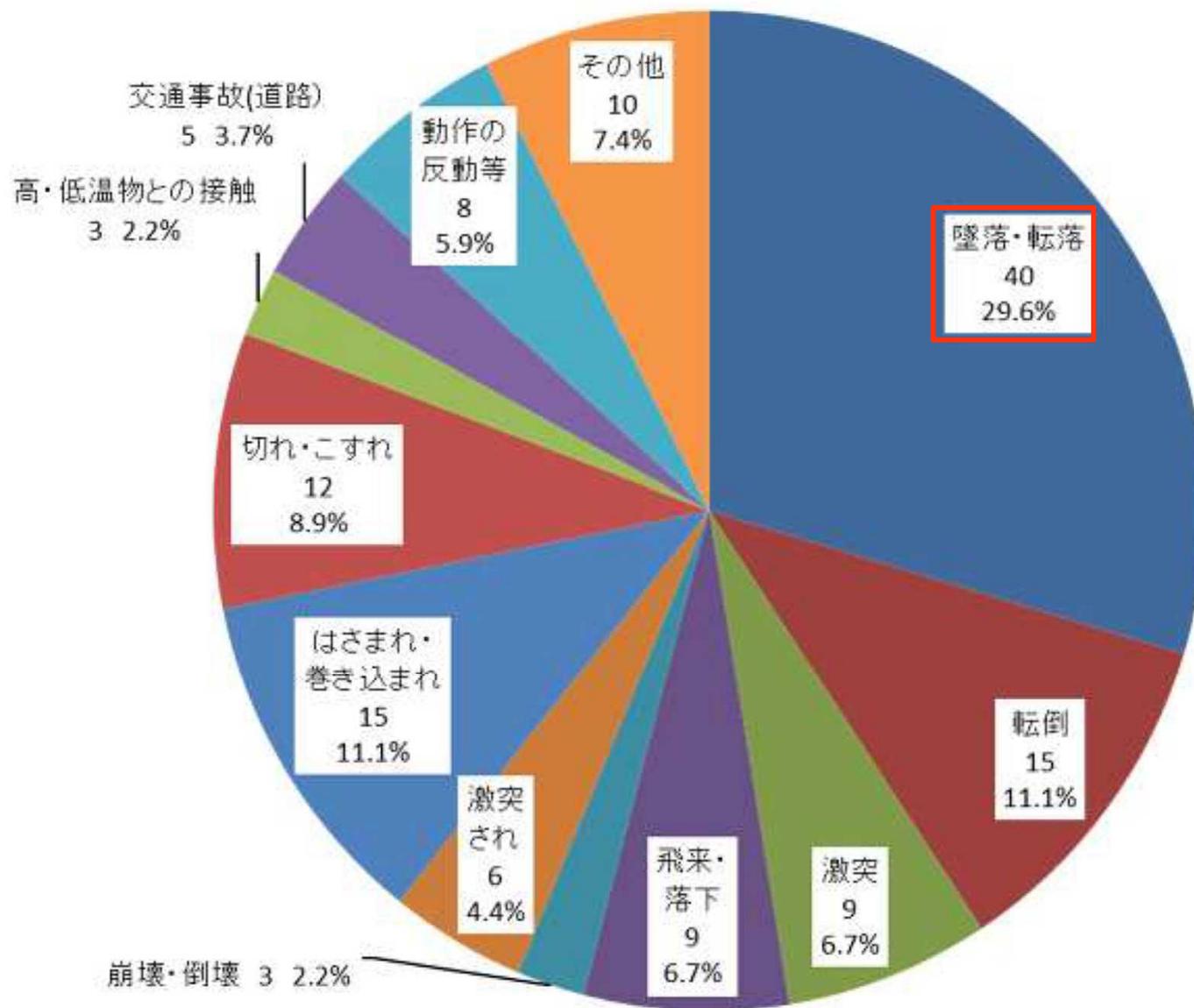


安全管理の強化について

休業4日以上之死傷災害の推移(建設業)

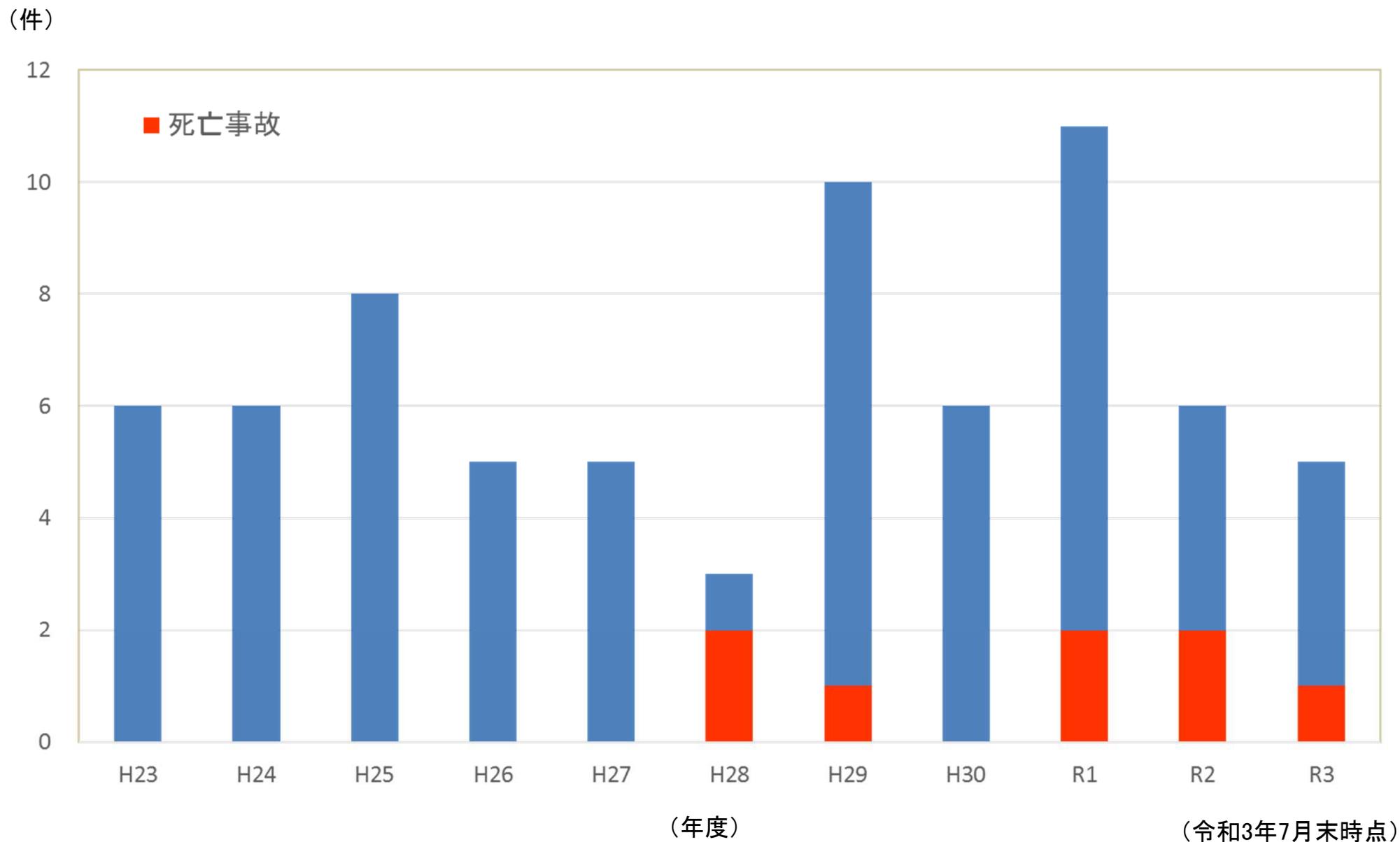


事故の型別休業4日以上の死傷災害(建設業)



事故の型別休業4日以上の死傷災害(建設業)

事故の発生状況(県土整備部発注工事)



県土整備部発注工事における事故件数の推移

事故の発生状況

県土整備部発注工事における事故の傾向

- ・ 高所からの墜落・転落事故、準備工等における伐木作業中の事故が多い
- ・ 安全管理に関する基本的事項の遵守の不徹底
- ・ 危険軽視、慣れ、近道行為等の被災者本人の不安全行動※

※ 不安全行動・・・「危ない」と知りながら危険な行為をする

建設業における事故防止対策

建設業の特徴

- ・ 重層下請構造
- ・ 所属の異なる労働者が同一場所で作業
- ・ 短期間で作業内容が変化

労働災害防止対策の推進

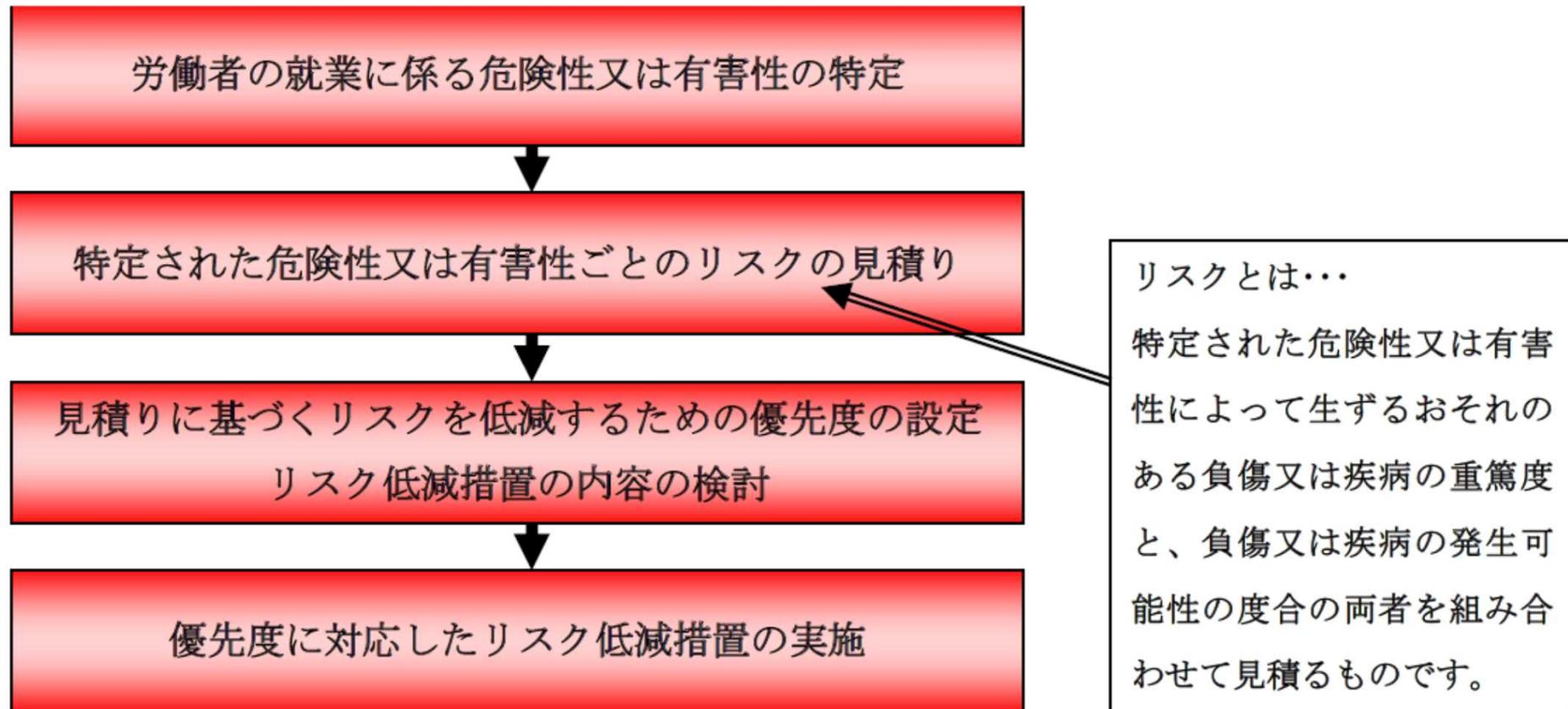
- ・ 工事現場において元方事業者による統括管理
- ・ 工事現場を管理する本店、支店、営業所等工事現場への的確な指導・援助
- ・ 危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)と、その結果に基づく措置の実施
- ・ 事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を推進



工事現場における安全衛生水準の向上を図る

危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）

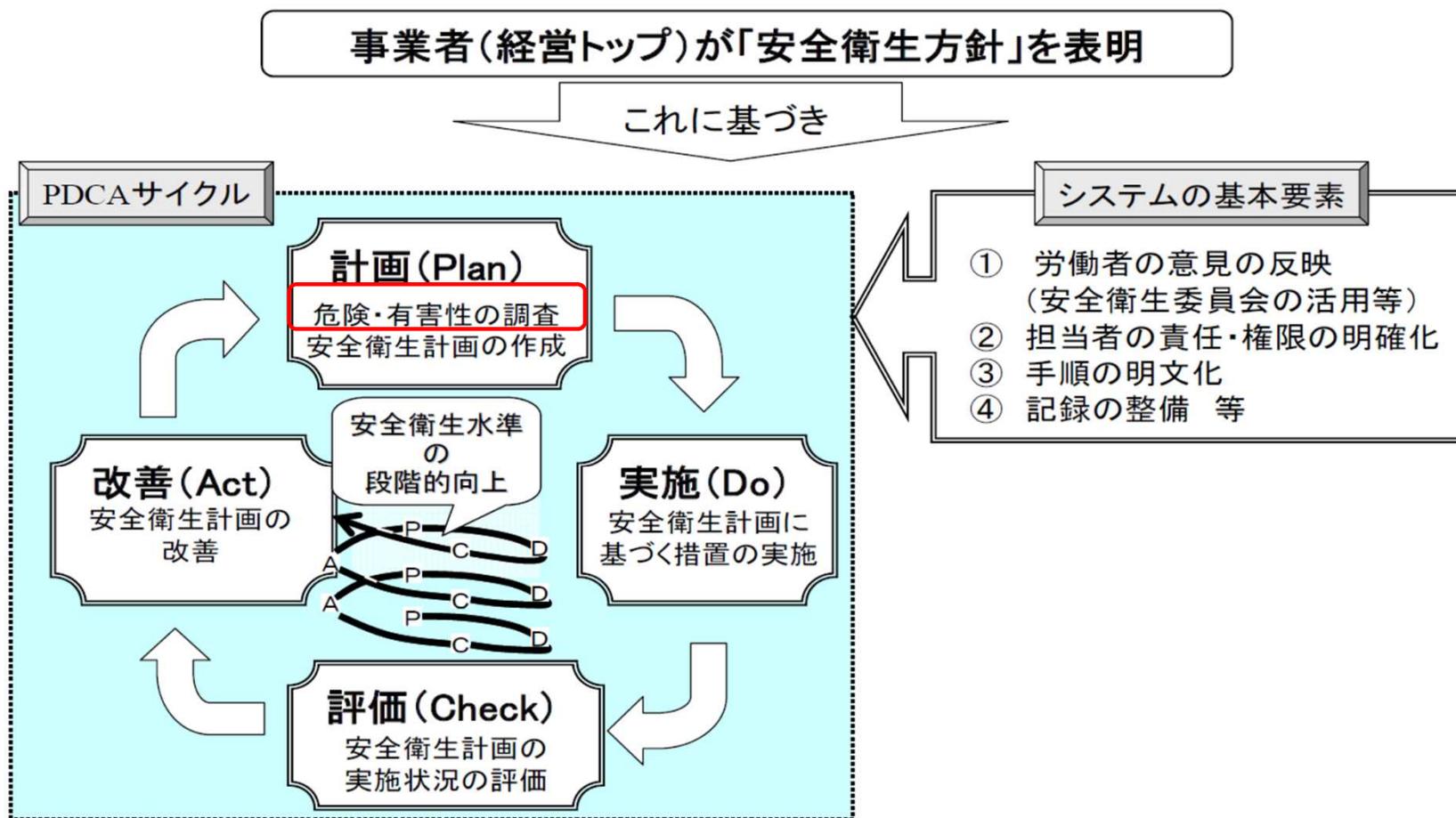
危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）とは、労働者の就業に係る危険性（ハザード）を特定し、それに対する対策を検討する一連の流れです。事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、リスク低減措置を実施するように努めなければなりません。



労働安全衛生マネジメントシステム

リスクアセスメントは、労働安全衛生マネジメントシステムの一部として位置づけられています。

労働安全衛生マネジメントシステム



墜落・転落事故防止

高所作業とは

労働安全衛生法令では、墜落による労働者の危険を防止する措置として、高さ2メートル以上の箇所で行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則。

しかし、こうした措置が困難なときについて、労働者に要求性能墜落制止用器具(旧:安全帯)を使用させる等、代替の墜落防止措置が認められている。

出典:労働安全衛生法令における墜落防止措置と安全帯の使用に係る主な規定
(厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課)

墜落・転落事故防止

要求性能墜落制止用器具とは

○政令等の改正

- ・胴ベルト型安全帯による、墜落時の内蔵の圧迫や胸部等の圧迫による危険性
- ・国際規格等におけるフルハーネス型安全帯の採用



- ・安全帯 ⇒ **墜落制止用器具**に名称変更
- ・性能要件の見直し
- ・特別教育の新設

【要求性能とは】

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する」の意(安衛則第130条の5)

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	×→	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格 (注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P2～

ガイドラインについて P4～

墜落・転落事故防止

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用されます。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。 完全施行日 令和4年1月2日～

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																×
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能								販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												



伐木作業中の事故防止

伐木作業について

死傷年千人率※(休業4日以上)による業種別比較(令和元年)

全産業	2.2
建設業	4.5
林業	<u>20.8</u>

※年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもので、次式で表される。

$$\text{年千人率} = (\text{1年間の死傷者数}) / (\text{1年間の平均労働者数}) \times 1,000$$

極めて危険を伴う作業であり、一層の安全管理が必要

伐木作業中の事故防止

伐木作業に関する安衛則の改正について (令和元年8月1日施行)

受け口を作るべき立木の対象を胸高直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付け

事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定

事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定

事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付け



伐木作業中の事故防止

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正(令和2年1月31日基発0131第1号)

1 改正の趣旨

- 従来より、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（H27.12.7基発1207第3号。以下「ガイドライン」という。）に基づき、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。）の安全を推進。
- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（H30.3.6公表）を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における労働災害等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年2月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。）により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。



2 改正の概要

- ① 改正省令による改正箇所に関する記載について、安衛則に基づく安全対策（義務）であることをより明確に示すこと。
(主な安全対策)
 - ・ 安衛則第485条第1項に基づき、事業者は、労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること。
 - ・ 安衛則第481条第2項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること。
 - ・ かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。
 - (ア) かかられている木の伐倒(図1)、(イ) かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し)(図2)、(ウ) かかっている木の元玉切り(図3)、(エ) かかっている木の肩担ぎ、(オ) かかり木の枝切り(ア) 及び (イ) については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、(ウ) から (オ) までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものではないこと。実施しないよう確実に指導すること。
- ② 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」中で示された伐木等作業における安全対策の提言を踏まえ、伐木等作業における労働災害の防止のための作業計画の作成等の項目を追加すること。
- ③ 伐木等作業の実態等を踏まえ、伐木等作業における労働災害防止対策その他関連する記載をより適切な表現に改めること。
- ④ 「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」(H14.3.28基安安発第0328001号)に係る記載をガイドラインに明確に示すことにより、伐木等作業の安全を一体的に図ること。



1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更(抜粋)

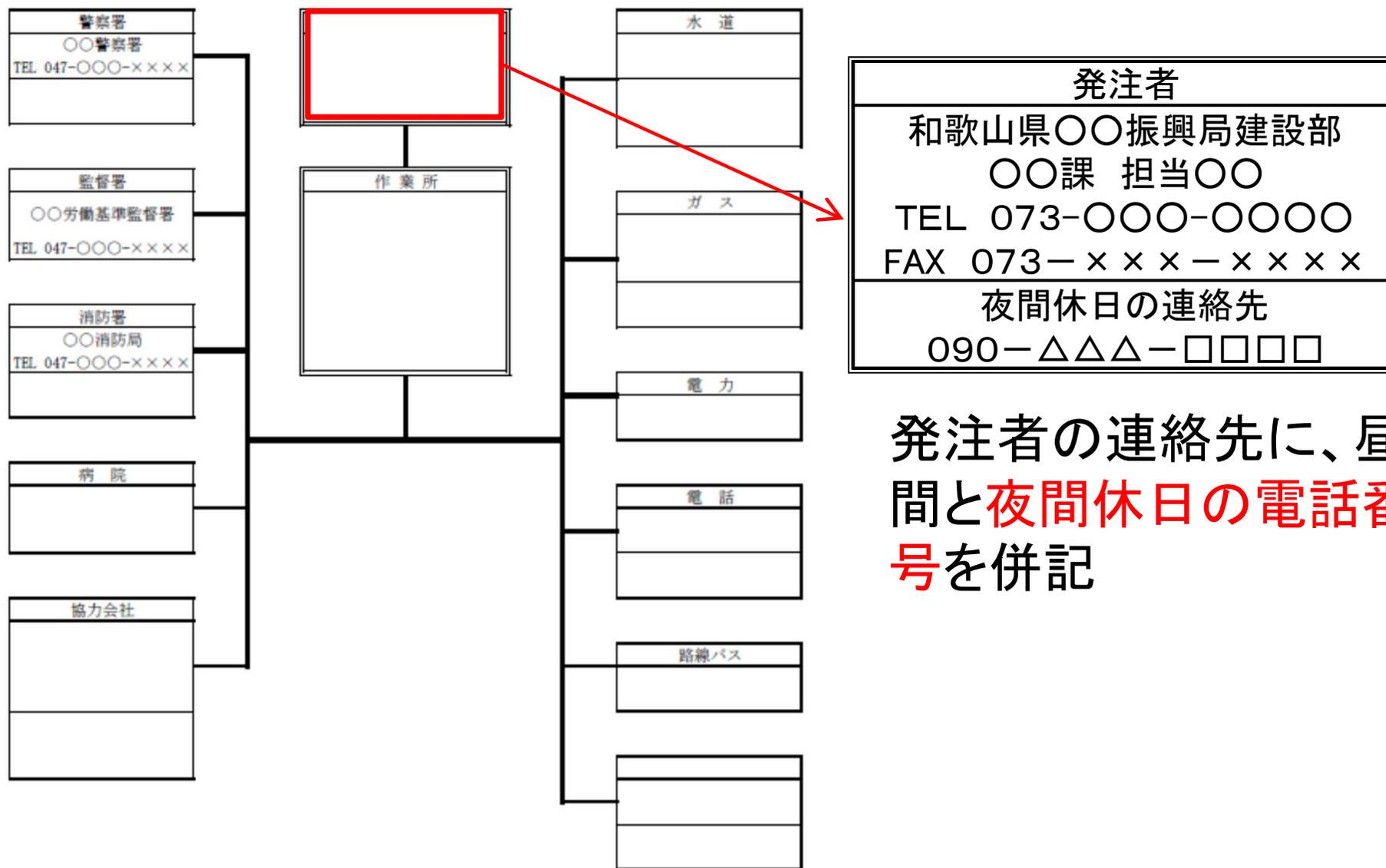
2. 休日または夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。

ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

施工計画書(記載例)

・緊急連絡体制図



発注者の連絡先に、昼間と夜間休日の電話番号を併記

参考

働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。
働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

検索

労働災害統計

災害事例

リスクアセスメント
実施支援システム

安全衛生キーワード

化学物質

免許・技能講習

ホーム > 労働災害事例

労働災害事例



災害事例

労働災害事例

死亡災害や重大災害などの事例について、発生状況や発生原因そして対策をイラスト付きで紹介します。

検索



使い方

業種



指定なし

事故の型



指定なし

起因物



指定なし

キーワード



指定なし

さらに絞り込む(発生要因)

物

指定なし

人

指定なし

管理

指定なし

検索開始 リセット

労働災害事例

令和3年6月2日追加分

令和3年4月27日追加分

令和2年6月25日追加分

令和元年7月24日追加分

平成31年4月24日追加分

平成30年12月4日追加分

平成30年5月7日追加分

平成29年9月14日追加分

平成29年8月1日追加分

平成29年2月14日追加分

平成28年8月3日追加分

平成28年4月1日追加分

平成28年2月1日追加分

移動式クレーンの荷台から鉄骨を降ろす作業中、被災者が荷台から滑り落ちてきた鉄骨と近くにあった鉄骨の間にはさまれ死亡した



イラストをクリックすると拡大表示されます。

発生状況

自社作業場で車両積載形トラッククレーン（吊上げ荷重3t未満、以下「移動式クレーン」という）を用いて、荷台から鉄骨を敷地内に降ろす作業を行っていた。

移動式クレーンは荷台に積まれた2本の鉄骨のうち1本（質量約1t/本）を吊り上げた状態で、運転席側の地面に設置された角材の上に鉄骨を降ろそうとジブを左旋回した。運転席側のアウトリガー（転倒防止のため車両両側に伸ばす支え）を張り出していないため、移動式クレーンは安定度を失い転倒した。移動式クレーンが転倒した際に荷台に残っていた鉄骨1本が滑り落ち、鉄骨が回転しないように手で押さえていた被災者は、すでに地面に置かれていた同型の鉄骨との間に胴体はさまれた。

被災者はすぐに病院に搬送されたが、死亡した。

原因

- 1 運転席側アウトリガーを最大まで張り出しをしなかったこと
- 2 作業前にアウトリガーの最大張り出しの確認を行っていないこと
- 3 上記1の結果として、定格荷重を超える質量の荷を吊ってしまったこと
- 4 移動式クレーンの作業計画の作成を行っていないこと
- 5 当日の作業開始前に、当日の作業に関する打ち合わせやクレーン作業における合図の決定、作業開始前のKY活動やリスクアセスメントなど必要な安全活動を行っていないこと

対策

- 1 アウトリガーを有する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、原則として最大までアウトリガーを張り出してからクレーン作業を行うこと

参考

HOME

林災防の紹介 労働安全衛生対策 災害発生状況 トピックス 講習・研修 安全教材・用品 Q&A

災害事例研究

【災害事例研究 目次】

- No.1 [【林業】グラップルで伐倒木をつかんで旋回した際、つかんでいた木が枝払い中の作業者に激突した](#)
- No.2 [【林業】伐倒木が欠頂木に当たって跳ね、伐根近くにあった別の作業者を直撃](#)
- No.3 [【林業】ワイヤロープをかける前に追い口を切ったため、伐倒木が被災者に激突](#)
- No.4 [【木材製造業】モルダーに送給した木材が反発し、胸部に突き刺さる](#)
- No.5 [【林業】かかり木の投げ倒しで二重にかかってしまった間伐木の処理中に反発した材の下敷きとなった](#)
- No.6 [【林業】かかり木の下で伐倒木の枝払い作業中、かかり木が倒れ下敷きになった](#)
- No.7 [【林業】挟まれたチェーンソーを伐採後に引き抜いたところ、倒れた材が動いて被災者に当たり、谷に転落した](#)
- No.8 [【木材製造業】のこ屑集じん装置のダクトを点検中、スレート葺き屋根を踏み抜いて転落](#)

